



暑中お見舞い申し上げます



ASK Information Bank
読んでいただくのはもちろんきき情報紙
インフォメーションレター
8月号

月刊（毎月1日発行）

ASK information letter — August 2006

第470号

役員給与の増額分の 一括支給の取扱いについて

平成18年6月20日

「役員給与に関するQ&A」が
国税庁から発表されました。

この「Q&A」の中で定時株主総会
において、役員報酬を増額させた場
合の取り扱いの詳細が判明しました。
改正前はこの増額分を期首に遡っ
て支払っても損金に算入するこ
うができませんでした。



例えば、下記の条件で考えてみます

- 3月決算
- 定時株主総会は5月25日に開催
- 定時株主総会が開催される前の
社長の役員報酬は月100万円
- 上記100万円の報酬を4月、5月分は支払い済
- 定時株主総会で社長の役員報酬を4月から
150万円にすることを決議

平成18年3月31日以前に
開始の事業年度

この場合、

$$\left(\begin{array}{l} \text{差額の50万円} \times 2\text{カ月分} \\ \text{(4、5月分)} \end{array} \right) \\ = 100\text{万円}$$

を決議後に支給しても損金にできました。

平成18年4月1日以後に
開始する事業年度

しかし、改正後はこの増額分を損金に
算入することができません。

つまり、改正後は支払うことはできま
すが、その「増額分」は会社の法人税
の計算上、「経費として認められません」
のでご注意ください。

税務上のリスクが非常に高いので、期首にさかのぼった役員給与の増額分の
一括支給は避けるべきです。



【編集：発行】有限会社アスクインフォメーションバンク：インフォメーションレター制作部 〒542-0063 大阪市中央区東平2-3-9 RSビル上67F
□TEL 06-6768-6197 □FAX 06-6765-3429 □e-mail_kazuhiro@k-suzuki-tax.com □URL_http://www.k-suzuki-tax.com

※このFAXが不要な方は、お手数ですが弊社までお知らせください。